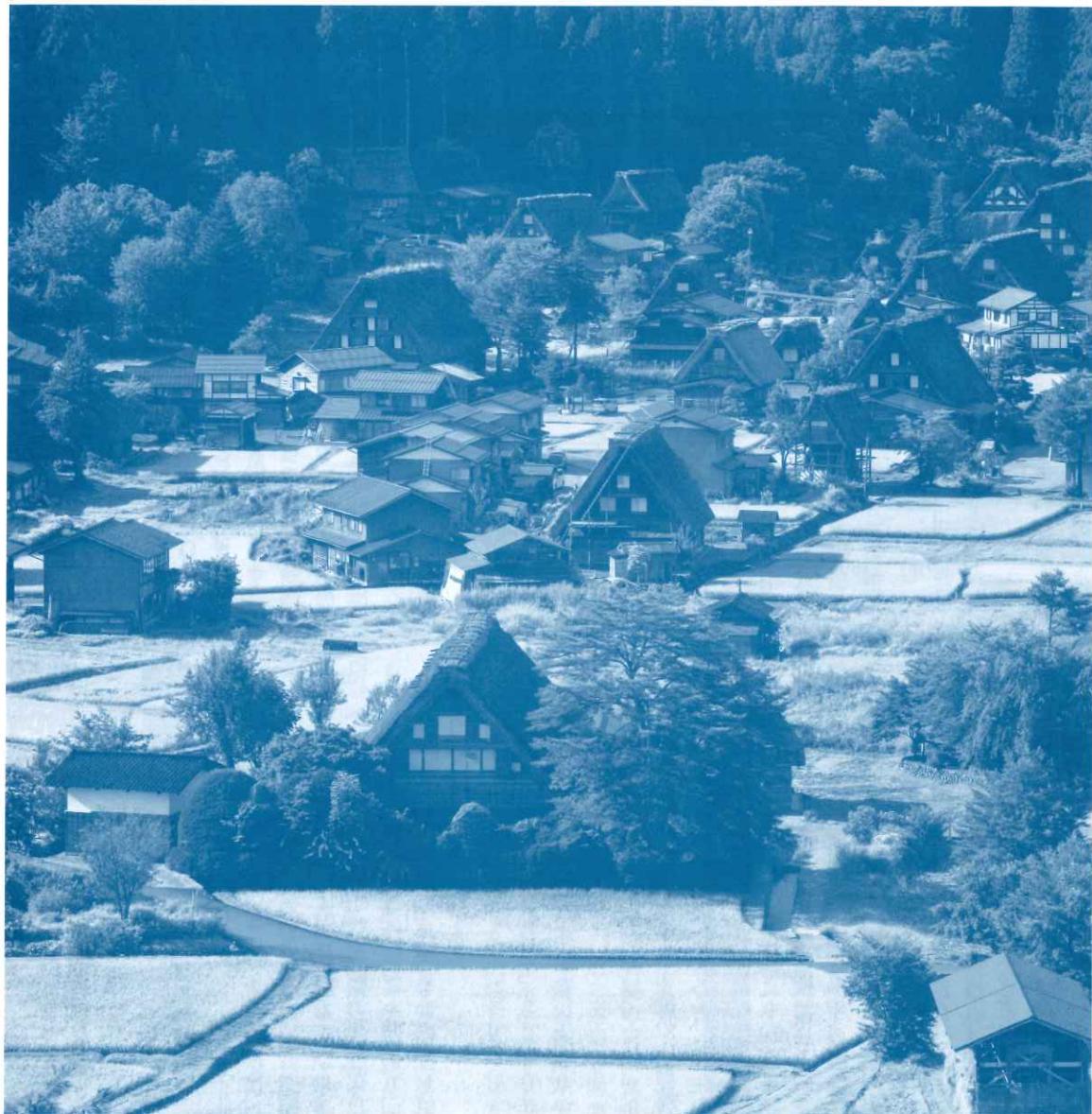


全国社会保険委員会連合会

会報

令和元年9月 第32号



日本の世界遺産 白川郷（岐阜県・白川村）

全国社会保険委員会連合会 第27回定期総会 開催報告

令和元年6月6日（木）、全国社会保険委員会連合会第27回定期総会がスタンダード会議室（品川区東五反田）において開催されました。

山本会長の開会挨拶に続き、ご来賓の厚生労働省年金局事業企画課長宮本直樹様、同保険局保険課長安藤公一様、日本年金機構理事安部隆様、全国健康保険協会理事吉森俊和様よりご挨拶をいただきました。

議事に入り、平成30年度事業実施報告として、

①都道府県社会保険委員会連合会との連携強化

②厚生労働省等関係機関との連携状況

③ブロック会議への開催支援等

④「年金シニアライフセミナー」の開催支援（24都府県、41会場で実施）

⑤全委連機関紙『会報』配布（10万700部）

⑥「厚生年金保険の早わかり」配布（2万部）

⑦ホームページについて 等が報告されました。

また、平成30年度収入支出決算については、収入総額が前年度より約22万円増加し、2835万9千16円となる一方で、支出総額は前年度より約42万円減少し、2386万3千612円となつた結果、前年度からの繰越金（385万4千354円）を除いた単年度の実質的收支は64万1千550円の黒字決算となつたことが報告され、審議の結果、事業実施報告とあわせ承認されました。

一方、令和元年度については、①関係機関との連携強化、②ブロック会議の開催支援、③「年

金シニアライフセミナー」の開催支援、④『会報』の発行など、収入総額2945万2000円の予算で事業を行っていくことが承認されました。引き続きご理解・ご協力を願いします。

その他、平成31年4月1日からの全国社会保険委員会連合会会費の見直しについて、審議の結果、承認されました。

山本会長挨拶（要旨）



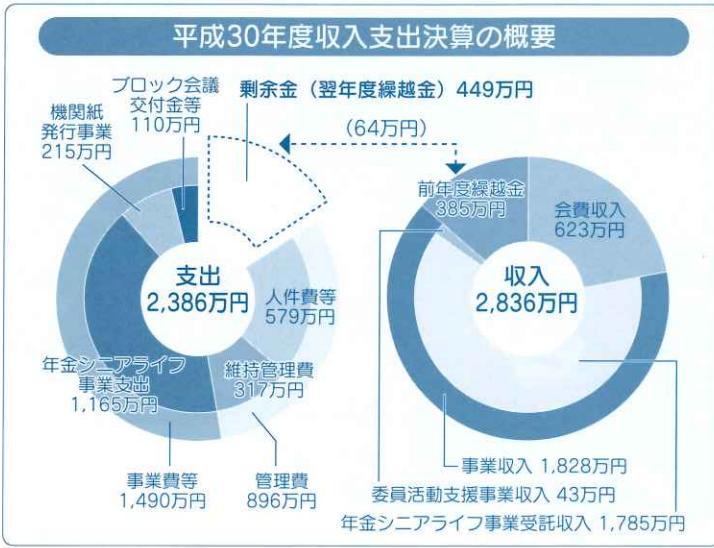
皆様方には、日頃から当連合会事業の実施ならびに委員会活動の活性化にお力添えを賜わり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、東京オリンピック・パラリンピックが来年に迫ってまいりましたが、2020年は社会保険制度にとっても近年にない大きなイベントの年となりそうです。

まず年金制度につきましては、今年が年金制度の持続性を確認する5年に1度の「財政検証」の年にあたります。報道によると、厚生労働省は厚生年金の加入年齢を引き上げるとともに、受給開始年齢を本人の選択により70歳を超えても受け取れるようにする案の検討に入ったとのことです。関連法の改正案が来年の国会に提出されるものと思われます。

一方、医療保険制度につきましては、昨年末の経済財政諮問会議で決定された社会保険制度改革の項目のうち、「給付と負担の見直し」について今年中に検討がなされ、「骨太方針2020」で決めるとのことです。

今年は、今後の社会保険制度にとって重要な1



來賓挨拶（要旨）

厚生労働省年金局事業企画課長挨拶

宮本 直樹 課長

公的年金制度は、今や4000万人近くの受給者に55兆円もの年金をお支払いしており、国民生活ならびに日本経済に果たしています。厚生年金制度の持続可能な、何よりも老後の問題が、何よりも公的年金制度にせらるよう、年金事業がなければならないと

うな状況を踏まえ、皆様方の力を結集して企業内における社会保険事業の円滑な運営に寄与したいと考えており、今後、厚生労働省をはじめ関係団体のさらなるご指導・ご支援をお願いしてまいります。何卒ご理解を賜わりますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

年金機構におかれましては、今年度の地域年金展開事業ガイドラインにおいて、年金委員活動の活性化と年金委員の委嘱拡大を最重要課題と位置づけ、取り組みを強化することとされています。

年金制度改正等の動きについてですが、4月から国民年金保険料の産前産後の免除制度が施行されました。手続きしていただくことにより産前産後期間は保険料が免除され、年金を計算するときには保険料納付済の期間として年金額に反映されます。

厚生労働省保険局保険課長挨拶

先月、一医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。そ

の概要について申し上げます。

被扶養者の認定要件に原則として国内居住要件を設けました。健康保険制度は、基本的に国内に居住される方々が、国内の保険・医療機関を受診された際に保険給付される仕組みです。グローバル化の進展の中で、日本に居住する蓋然性が低いにもかかわらず健康保険制度の対象となっているのではないかといった指摘があつたため、健康保険制度の原理原則に立ち返って国内居住要件を設けたわけです。留学生や海外赴任の同伴者などの事情等を考慮して、日本国内に生活基礎があると認められる場合は例外的に引き続き認定を行うこととしており、今後、省令や通知において例外となる場合の詳細を示してまいります。

で提出した場合の処理日数を大幅に短縮し、事業主の方にもメリットを感じてもらえるように検討を進めています。

イトを開設しました。公的年金と私的年金の制度や手続きについてわかりやすく案内するとともに、関係機関のウェブサイトに掲載された情報を探せるサイトです。ぜひとも、多くの皆様に年金ポータルを知つていただき、公的年金・私的年金の制度や手続きについての理解を深めていただきたいと考えています。

（二）年金委員の皆様による周知活動は大が
せないものです。日本年金機構の中期計画にお
きましては、公的年金制度の普及・啓発活動を
充実させるため、年金委員への活動支援体制を

医療機関や薬局を受診する際の患者の被保険者資格は、マイナンバーカードを利用してオンラインで確認する仕組みが2020年度から導入される予定です。オンライン資格確認の導入により、資格喪失後受診に伴う事務コスト等、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、などが期待されています。こうした仕組みが順次導入されることの方々への周知をお願い申し上げます。

少し大きな視点の話となりますと、国の政策として、健康寿命を延ばすことが重要なテーマとなっています。わが国の人口構造ですが、団塊の世代が2025年にすべて75歳以上の後期高齢者になるという2025年問題がありますし、2025年までは高齢者数の伸びは非常に顕著です。2025年を過ぎると、高齢者数がピークとなる2040年まで伸びは比較的緩やかですが、現役世代の減少が急激に進むことが想定されます。社会保障制度の持続可能性をどう確保していくかという政策課題に加え、今後は社会の活力をどう維持していくかも大きな政策課題になってきます。健康長寿をどう延ばすかが政策の重要なポイントになるため、厚生労働省では、「健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進」「地域・保険者間の格差の解消」の2つのアプローチで、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等」「疾病予防・重症化予防」「介護予防・フレイル予防、認知症予防」の重点3分野に取り組むプランを策定し、推進していきたいと考えています。

協会けんぽにおいても、昨年度に策定した保険者機能強化アクションプランの中で、データ分析に

タマ分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ、インセンティブ制度の本格導入、ジエネリック医薬品の使用促進、などといった目標を掲げていると承知しております。加入者の皆様がこうした取り組みをご理解いただき、健診・保健指導の受診をしていただけるよう、健康保険委員の皆様方の協力をよろしくお願ひいたします。

厚生労働省では、長きにわたり健康保険事業の推進・発展のために多大に尽力された健康保険委員に対して健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施しているところです。この大臣表彰が一層ご活躍されるための一助となればと考えています。引き続き、ご協力いただけますよう、何卒よろしくお願ひいたします。

厚生労働省では、長きにわたり健康保険事業の推進・発展のために多大に尽力された健康保険委員に対して健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施しているところです。この大臣表彰が一層ご活躍されるための一助となればと考えています。引き続き、ご協力いただけますよう、何卒よろしくお願ひいたします。

厚生労働省では、長きにわたり健康保険事業の推進・発展のために多大に尽力された健康保険委員に対して健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施しているところです。この大臣表彰が一層ご活躍されるための一助となればと考えています。引き続き、ご協力いただけますよう、何卒よろしくお願ひいたします。

厚生労働省では、長きにわたり健康保険事業の推進・発展のために多大に尽力された健康保険委員に対して健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施しているところです。この大臣表彰が一層ご活躍されるための一助となればと考えています。引き続き、ご協力いただけますよう、何卒よろしくお願ひいたします。

厚生労働省では、長きにわたり健康保険事業の推進・発展のために多大に尽力された健康保険委員に対して健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰を毎年実施しているところです。この大臣表彰が一層ご活躍されるための一助となればと考えています。引き続き、ご協力いただけますよう、何卒よろしくお願ひいたします。

日本年金機構理事挨拶
安部 隆理
理事
年度の年金関係の取
り組み事項について
若干述べさせていた
だきます。

当機構における今
ままず、本年10月に
施行する年金生活者支援給付金についてですが、本制度は消費税率の引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額と所得額の合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金等の受給者の生活を支援する福祉的な給付措置として、年金生活者支援給付金を支給するものです。制度施行に向け、年金の支給要件に該当する約970万人の年金受給者に対し、本年9月からターンアラウンド給付金請求書の送付を予定しています。また、本年4月からは65歳に到達する方に送付しているターンアラウンド年金請求書に給付金請求書を同封し送付しているところです。

年金生活者支援給付金は、年金給付事業における今年度の最重要取組事項のひとつと考えており、適切かつ万全の対応を実施するべく準備を進めています。事業所内での周知広報について、年金委員の皆様にもご協力を願いさせていただく予定ですので、格段のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、マイナンバーを使用した情報連携の開始についてですが、本年4月からマイナンバーによる市町村等との情報連携の試行運用を開始しており、今後、試行運用の実施結果を踏まえ、情報連携による添付書類の省略などを本格的に開始する予定です。これまでお客様から年金請求書などに添付いただいた住民票や所得証明書などの添付書類は省略させていただく予定ですが、事業所内、特に事務担当者への周知についてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、令和2年4月から大規模法人（資金の額または出資金の額等が1億円を超える法人ならびに相互会社、投資法人等）について、主要な届書である月額変更届（算定基礎届、賞与支払届の電子申請が義務化されます。当機構においても、電子申請事務の効率化を図るためのシステム改修を現在行っているところです。当機構への届出等に係る電子申請の普及に関し、より一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

地域や企業の皆様に対し、正しい知識や情報報

を的確にお伝えすることは日本年金機構にとりまして重要な取り組みであります。これらの実施にあたっては、年金委員の皆様はじめとした貴会のご協力が不可欠であり、その活動の活性化が重要な課題であります。

まずは、近年減少傾向にある年金委員の委嘱拡大に取り組み、その活動基盤の充実を図っています。また、年金委員の活動意欲と年金事務所の連携意識の向上を図るため、年金委員研修を軸とした情報共有や機構ホームページ等を活用した情報発信を強化するなど年金委員活動の充実・強化を図っています。

社会保障制度の中核である公的年金制度の運営業務を担っている私ども日本年金機構は、制度を適切に運営し、国民の皆様の年金権を守り、社会の安定に資するよう、全職員が一丸となって職務に邁進する所存ですので、引き続きご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

全国健康保険協会理事挨拶



理事
和俊 森 吉

協会けんぽは本年10月で12年目を迎えることとなり、現在、健康保険委員を任命いたしている事業所の加入者数は協会けんぽ全体の3900万人に対して1530万人、健康保険委員の皆様には約40%の加入者の方々と協会けんぽとの橋渡し的役割を担っている計算になります。改めて、健康保険委員の皆様の協会けんぽ各種業務へのご理解・

お力添えに対し敬意を表しますとともに、社会保険委員会連合会の皆様のご支援に心より感謝を申し上げます。

さて、協会けんぽでは「第4期保険者機能強化アクションプラン」を昨年度スタートしました。これは3年後の保険者の在り方を見据えた中期行動計画です。保険者に求められる加入者の健康度を高め、医療の質や効率性の向上を図り、医療費の適正化を推進する3つを「戦略的保険者機能」として具現化するべく様々な施策を遂行しています。

保健事業の分野では、レセプトや健診データに基づいて効率的に健康づくりを進める「データヘルス計画」も具現化施策の柱のひとつです。データヘルス計画の取り組みにおいては、協会けんぽと事業所の皆様がタイアップしてコラボヘルス事業を推進しています。

具体的には、事業主の皆様に職場の健康づくりに取り組む宣言をしていただき、協会けんぽからは各事業所の健康改善度等のデータを見える化した「事業所カルテ」を提供し、事業所と協会けんぽがコラボにより健康課題解決に取り組む「健康宣言事業」です。生活習慣病予防健診の受診率100%に向けた従業員への働きかけや就業時間内に特定保健指導を受けられる環境整備などができる範囲で職場の健康づくりに取り組んでいただいている

険委員の皆様の多大なご努力およびご協力でありますことは申すまでもありません。協会けんぽが「戦略的保険者機能」を十分に果たしていくためには、事業主・加入者の皆様との連携、協働を進めいくことが今まで以上に重要となります。

最後に、医療費適正化の観点から、退職された方の保険証の早期回収についてのお願いがあります。保険証を使って病院にかかるのは退職日まであり、もし従業員の方が保険証を返却せずに退職後もその保険証を使って病院にかかると、後日、かかった医療給付費をお返しいただくこととなります。昨年度の資格喪失後受診返納金の債権額は39億円、返納金債権全体に占める割合は金額ベースで5割、件数ベースでは9割に達しています。協会けんぽでは、この返納金債権の回収に様々な取り組みを講じているところですが、なかなか回収が進まず大変な労力を要しています。保険料の引上げの要因にもなるため、当然、債権回収に注力することは言うまでもありませんが、そもそも資格喪失後の受診を发生させないことが一番の解決策と考えます。健康保険委員の皆様には、事業所・職場での保険証の確実な回収にご協力をいただけますようお願いを申し上げます。

協会けんぽが保険者として十分な機能を果していくためには、健康保険委員の皆様の橋渡し的役割が必要不可欠であり、健康保険委員、年金委員の方々の活動をご支援いただいている全国社会保険委員会連合会の皆様との連携も重要な要素であります。繰り返しで恐縮ですが、協会けんぽへのより一層のご支援ご協力のほどお願い申し上げる次第です。



副会長
北海道社会保険委員会
連合会会長
い か わ こ う じ
井川 康治



会長
東京都年金委員会
連合会会長
や ま も と ま ん ぞ う
山本 萬造

全国社会保険 委員会連合会役員

令和元年7月1日現在



副会長
福岡県社会保険委員会
連合会会長
か め が わ あ き ら
亀川 聰



副会長
愛媛社会保険委員会
連合会会長
れ い の え い じ
重野 英二



副会長
大阪府社会保険委員会
連合会会長
か ね こ ち ま と し
金子 千万利



副会長
愛知県社会保険委員会
連合会会長
じ と う け い じ
武藤 圭二



副会長
埼玉県社会保険委員会
連合会会長
え ば ん や す ゆ き
江原 靖幸



理事
滋賀県社会保険委員
連合会会長
わ た な べ あ さ お
渡辺 朗夫



理事
静岡県社会保険委員会
連合会会長
わ か や ま ゆ き の ふ
若山 幸信



理事
栃木県社会保険委員会
連合会会長
こ ま つ さ だ お
小松 貞夫



理事
宮城県社会保険委員会
連合会会長
あ か さ か ま さ ひ ろ
赤坂 正弘



常務理事
学識経験を
有する者
や ま し た け い じ
山下 賢二



監事
(一社)全国社会保険協会
連合会常務理事
え ん ど う か ず ひ で
遠藤 一英



監事
兵庫県社会保険委員会
連合会会長
た は ら ひ ろ あ り
田原 徹典



理事
(一財)社会保険協会
常務理事
さ え く き ひ ろ じ
三枝 寛



理事
沖縄県社会保険委員会
会長
き ん じ ょ う よ し て き
金城 善輝



理事
山口県社会保険委員会
連合会会長
こ た け じ ゅ ん じ
小竹 純二

日本年金機構構と協会けんぽから 社会保険委員の皆様へ

日本年金機構から

① 年金生活者支援給付金制度が施行されます

令和元年10月から、公的年金等の収入や所得が一定基準額以下となる方の生活を支援するため、年金に新たに上乗せされる給付金を支給する制度が開始されます。

給付金の受給要件を満たす方に対しては、令和元年9月上旬から順次、日本年金機構より請求書を送付する予定です。

なお、給付金を受け取るには請求書の提出が必要であること、令和2年1月以降に請求した場合は請求した月の翌月分からの支給となることから、速やかな請求手続きをご案内いただきますようお願いします。

ご不明な点等ございましたら、日本年金機構ホームページをご確認ください。

② 健康保険被扶養者（異動）届における添付書類の取り扱いが変更となっています

平成30年10月1日以降、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際は、戸籍謄本等や課税証明書等の証明書類に基づき被保険者との身分関係および生計維持関係を確認のうえ、認定することとなりました。（続柄や同居・別居の条件等により添付書類が異なります。）

なお、次の要件を満たした場合等には、証明書類の添付を省略することが可能となります。

①被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーを記載のうえ、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを事業主が戸籍謄本等により確認し、

その旨を届書に記載している場合は戸籍謄本等

②扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族であることを事業主が確認し、その旨を届書に記載している場合は、年間収入が130万円未満であることを確認できる課税証明書等この他、様式および記入方法、添付書類等は、日本年金機構ホームページに掲載していますのでご確認ください。

③ 500人以下の企業においても短時間労働者を適用することができます

平成28年10月から厚生年金保険等の適用対象者が拡大となっており、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の企業で、週20時間以上働く等の一定の要件を満たした短時間労働者の適用拡大が図されました。

また、平成29年4月からは常時500人以下の企業等においても、労使合意に基づき申し出をした法人・個人の事業所の適用拡大が図られています。

いずれも、次の要件に該当する短時間労働者について、厚生年金保険等の適用対象者となります。

◆勤務時間・勤務日数が、常用雇用者の4分の3未満で、次の①～④のすべての要件に該当する者

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④学生でないこと

被扶養者資格の再確認について

協会けんぽ（全国健康保険協会）では、高齢者医療制度における拠出金および保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、毎年度被扶養者資格の再確認を実施しています。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な事務となりますので、健康保険委員の皆様には、何卒、この取り組みにお力添えをいただくとともに、今後の協会けんぽの事業運営にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

① 平成30年度の実施効果等

削除人数：約7.1万人（平成30年11月16日現在）

高齢者医療制度への負担軽減額：約17.3億円
(扶養解除となった主な理由)

被扶養者から解除となった主な理由は、「就職したが解除する届出を日本年金機構へ提出していなかった」というものがほとんどであり、二重加入による解除の届出漏れが多く見受けられたほか、収入超過によるものも見受けられました。

（高齢者医療制度への負担）

高齢者の医療費は税金、本人負担によるほか、協会けんぽを含む各保険者からの拠出金等（加入者の皆様が納められた保険料によるものです。）により賄われています。

被扶養の方が就職等されたにもかかわらず、被扶養者（異動）届を提出されていないと、その被扶養者の方の分についても協会けんぽの拠出金等の額に反映され、協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出されることになり、皆様の保険料負担も増えることがあります。

② 令和元年度の実施方法

①被扶養者確認リストの送付について

9月下旬から10月下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

②確認の対象となる方

令和元年9月13日現在の被扶養者の方ただし、平成31年4月1日以降に被扶養者となった方は確認の対象外となります。

※本年度は、健康保険法改正により、令和2年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住状況の確認を併せて行うため、18歳未満の被扶養者の方も含め、全被扶養者を対象として確認を行いますのでご協力をお願いいたします。

③提出期限

令和元年11月20日（水）

被扶養者資格の再確認が終わりましたら速やかにご提出ください。

》 年金委員(職域型)・健康保険委員委嘱者数

（年金委員は平成31年4月1日、健康保険委員は令和元年6月30日現在）

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	4,383人	6,369人
2	青森	1,429人	1,744人
3	岩手	2,258人	2,163人
4	宮城	2,705人	3,733人
5	秋田	1,497人	1,648人
6	山形	1,785人	2,109人
7	福島	2,279人	3,815人
8	茨城	2,237人	6,307人
9	栃木	1,712人	2,260人
10	群馬	1,834人	2,545人
11	埼玉	2,832人	6,421人
12	千葉	2,648人	2,939人
13	東京	6,299人	8,520人
14	神奈川	3,243人	6,201人
15	新潟	4,026人	4,725人
16	富山	2,230人	3,004人
17	石川	1,361人	3,413人
18	福井	1,690人	2,434人
19	山梨	1,214人	1,402人
20	長野	4,125人	4,181人
21	岐阜	2,252人	3,945人
22	静岡	4,984人	12,214人
23	愛知	4,832人	14,114人
24	三重	1,531人	2,225人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀	1,176人	1,442人
26	京都	1,151人	2,376人
27	大阪	3,937人	4,237人
28	兵庫	2,339人	3,100人
29	奈良	902人	1,633人
30	和歌山	1,069人	1,997人
31	鳥取	1,172人	2,570人
32	島根	1,245人	2,307人
33	岡山	3,490人	3,295人
34	広島	3,860人	5,214人
35	山口	2,251人	2,186人
36	徳島	1,128人	1,662人
37	香川	2,380人	2,700人
38	愛媛	2,529人	2,842人
39	高知	1,260人	1,519人
40	福岡	4,809人	4,493人
41	佐賀	1,457人	1,549人
42	長崎	1,568人	1,679人
43	熊本	2,310人	5,247人
44	大分	1,516人	2,101人
45	宮崎	2,311人	2,233人
46	鹿児島	1,684人	2,204人
47	沖縄	1,257人	2,208人
	合計	112,187人	169,225人